

福祉用具購入の利用手順

介護保険が適用される福祉用具（購入対象品）

●購入できる対象種目（5種類）

種 目	摘 要
①腰掛便座	●和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。 ●洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 ●電動式またはスプリング式で便座から立ち上がりの補助機能があるもの。 ●便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。（*赤字部分が平成27年4月から追加となりました。）
②自動排泄処理装置の交換可能部品	●自動排泄処理装置において、レシーバーやチューブといった交換可能な部品（本体は福祉用具貸与対象品目）
③入浴補助用具	●入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽用いす・入浴台・浴室内すのこ・浴槽内すのこ・入浴用介助ベルト
④簡易浴槽	●空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもので、取水または排水のための工事もとまわらないもの。
⑤移動用リフトのつり具の部分	●身体に適合するもので移動用リフトに連結可能なもの。

●介護保険制度では購入費の1割（2割）負担で利用できます。

- 平成27年8月から一定以上の所得のある65歳以上の方がサービスを利用したときは、ご利用者負担が2割になります。
 - 負担割合は要介護（要支援）認定を受けている全ての対象者に交付される介護保険負担割合証に基づいて適用されます。
 - 支給限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。
- ※自治体により支払方法が異なる場合があります。

償還払い方式

利用金額（購入費）の全額をご利用者が立替払いをしていただき、申請後、市区町村から9割（8割）の払い戻しを受けることができます。

受領委任払い方式

給付の受け取りを事業者に委任することにより、ご利用者様が自己負担額（1割又は2割）のみを支払います。

●組み合わせて購入できますが、同一種目は利用できません。

同一種目の福祉用具は1つしか購入できませんが
同一種目でも機能が異なる場合や破損した場合、又は必要な介護が著しく変化した場合などについては
再度の購入が可能です。

介護保険制度における福祉用具購入の利用手順

■支給限度額は10万円（税込）。
購入の場合、支給限度額が10万円（税込）までとなっております。

■利用期間は1年間。
利用期間は毎年4月より翌年3月までの1年間で年度が変わると新しく利用ができます。

■払い戻し方法
市区町村から払い戻しを受ける利用金額の9割（8割）相当分はご利用者の申請書の提出日から2～3ヶ月後で指定銀行に振り込まれます。

